

令和元年度第7号補正予算の主な事業

参 考 資 料

徳 島 県

目 次

| | 頁 |
|----------------------------------|---|
| 1 感染防止・子どもの居場所確保対策 | |
| (1) 新型コロナウイルス対策社会的養護推進事業 | 1 |
| (2) 新型コロナウイルス対策ひとり親家庭支援事業 | 2 |
| 2 中小企業・農林漁業者の支援 | |
| (1) 中小企業・勤労者向け「新型コロナウイルス感染症」緊急対策 | 3 |
| (2) 新型コロナウイルス対策農林漁業者緊急支援事業 | 4 |

③ 新型コロナ対策社会的養護推進事業



【令和元年度第7号補正予算額 3,000千円】

1 目的 児童養護施設等では、社会的養護を必要とする児童及び職員が集団生活をしており、感染又は感染の疑いがある児童が発生した場合に迅速に対応する必要があるため、着実な感染拡大防止を目的として、感染症対策備品等の早急な整備を推進する。

2 事業内容 (1) 感染症対策備品の整備支援 1,800千円
児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染又は感染の疑いがある児童が発生した場合には、その児童を他の児童と隔離した場所で処遇する措置が必要であり、そのために必要となる簡易ベッドや医療用衝立等の備品整備を支援することで、施設内での感染拡大防止を図る。

＜対象備品＞

簡易ベッド、医療用衝立、
その他マスク等消耗品

＜対象施設＞

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、
自立援助ホーム、ファミリーホーム

(2) 一時保護児童のための専用施設の確保 1,200千円

保護者が新型コロナウイルス感染症で入院するなど、養護する者がいない、かつ感染の疑いがある児童を一時保護する場合、他の入所児童への感染拡大の懸念から既存の一時保護施設等での受入れが困難であるため、専用施設を緊急的・一時的に確保する。

＜対象経費＞

専用施設の賃借料

担当：次世代育成・青少年課子ども未来応援室

⑨ 新型コロナ対策ひとり親家庭支援事業



【令和元年度第7号補正予算額 12,000千円】

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症防止のため学校が臨時休校となっており、現在のところ、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等で預かりを継続しているが、当該施設の園児、利用児童や職員が罹患した場合は、国の勸奨に基づき、臨時休業することが想定される。
- こうした場合に負担の大きい「ひとり親家庭」の母父の「子育て支援」と「雇用の安定」を図るため、その生活を支援する「家庭生活支援員」を派遣し、必要な生活支援及び保育等を行うことで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。
- 2 事業内容 日常生活の支援 12,000千円
- ひとりで「子育て」と「生計維持」を担う「ひとり親」を支援するため、子どもだけで留守番をしているひとり親家庭に対し、適切な「新型コロナウイルス対策」が行える家事・育児サービス事業者の「ハウスキーパー」や「保育士」を「家庭生活支援員」として派遣し、「昼食の準備」や「保育」を行ってもらう。

担当:次世代育成・青少年課こども未来応援室



新 中小企業・勤労者向け「新型コロナウイルス感染症」緊急対策



「中小企業・小規模事業者支援について(新型コロナウイルス感染症関連)」HPIはこちらから

【令和元年度第7号補正予算額 1,851,000千円】

1 目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多大な影響を受ける中小・小規模事業者の経営安定化と勤労者の生活の安定のため、融資制度の拡充と一時金支給制度の創設を行う。

2 事業内容

(1) 中小・小規模事業者に対する支援 1,800,000千円

○ 中小企業振興資金貸付金 1,200,000千円

○ 中小企業金融円滑化推進費 100,000千円

経済変動対策資金等の融資枠を拡大するとともに、融資利率・保証料率の引き下げや据置期間の延長により、中小企業者の資金繰りを積極的に支援する。

- ▶ 経済変動対策資金・セーフティネット資金・経営安定借換資金の融資枠を「総額200億円」拡大
(セーフティネット資金は別枠保証)
- ▶ 経済変動対策資金：融資利率 $\Delta 0.1\%$ 、保証料率 最大 $\Delta 0.1\%$ 、据置期間 1年→2年

新 新型コロナウイルス対応！企業応援給付金 500,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、営業休止や大幅な売上減少を余儀なくされている県内中小・小規模事業者の事業継続に向けた「一時金支給制度」を創設する。

< 支給対象 > 「セーフティネット保証4号」の認定を受け、金融機関から融資を受けた事業者で、次の項目を全て満たす者

- ▶ 令和2年2月以降で、最近2ヶ月の売上が前年同期比「50%以上減少」しており、その後1ヶ月を含む3ヶ月の売上が前年同期比「50%以上減少」が見込まれること
- ▶ 雇用継続の取組みが顕著であること

< 支給額 > 県の「セーフティネット資金」融資額の10% (上限：100万円)

(2) 勤労者に対する支援 51,000千円

○ 勤労者支援資金貸付金 50,000千円

新 経済変動対策勤労者支援補助金 1,000千円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、経済変動対策緊急生活資金に実質無利子融資枠を創設する。(融資枠：1億円)

< 貸付限度額 > 50万円

< 貸付期間 > 5年以内

担当：商工政策課、労働雇用戦略課

新 新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業



【令和元年度第7号補正予算額 25,000千円】

1 目 的 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けた農林漁業者の負担を軽減するため、経営の維持安定に取り組んでいる農林漁業者に対する支援制度を創設する。

2 事業内容 (1) 新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業 5,000千円

農林漁業者を対象とした金融機関が実施する融資について、貸付金利及び保証料の一部を補助する。

①補助対象資金

- ◇貸付対象者
 - ・直近1か月の収入が前年同期比で10%以上減少、かつ、その後2か月を含めた3か月の収入が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる者
 - ・直近1か月の経費が前年同期比で10%以上増加、かつ、その後2か月を含めた3か月の経費が前年同期比で10%以上増加することが見込まれる者

◇資金の用途 運転資金

◇貸付限度額 個人5,000千円、法人20,000千円（融資枠：5億円）

◇融資機関 当該支援事業に賛同する金融機関

②補助内容

- ◇貸付金利 1. 5%を超える部分
- ◇保証料率 0. 3%を超える部分
- ◇補助期間 5年以内

(2) 新型コロナ対策農林漁業者応援給付金 20,000千円

特に経営状況の厳しい農林漁業者に一時金を支給する。

①支給対象者

「新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、令和2年2月以降で、直近2か月の収入が前年同期比で50%以上減少、かつ、その後1か月を含む3か月の収入が前年同期比で50%以上減少することが見込まれる者

②支給額

融資額の10%（上限100万円まで）

担当：農林水産政策課